

福岡県立美術館の計画について	
<p>県立美術館については、有識者による委員会を設置し、今年度中をめどに基本構想をまとめ、広く内外に誇れる美術館の建設に向けて具体的な計画を策定する段階にあるが、これまでの取り組み経緯、検討委員会での提言内容を踏まえた今後の取り組み方針等について質問をした。</p>	
Q	現在の美術館の入館者数が相対的に低迷していることだが、入館者数の推移と主な展覧会などの企画、事業の内容等について聞く。
A	入館者数は十二万人台から十五万人台で推移。事業内容としては、国内外の美術作品を紹介する展覧会の開催、県展、移動美術館展、貸し館事業、普及事業などを実施している。
Q	入館者数が低迷をしている原因をどのように捉えているのか。
A	現在の県立美術館は文化会館を改装したもので、基礎的な構造が美術館仕様でなく狭隘である。また、築五十年以上が経過して老朽化が進んでいるため、県民の皆様のニーズや多様な美術表現に十分対応できていないためと捉えている。
Q	早く新しい計画を進めなくてはいけないと思う。福岡県立美術館将来構想検討委員会から「新しい福岡県立美術館のあり方について」と題する提言がなされたが、その後七年間全く進展がないのはどういうことが原因か。
A	新しい美術館に求められる機能の研究、関係機関との協議に時間を要しているため。
Q	提言の要旨、県立美術館に求められる方向性について聞く。
A	将来構想検討委員会の報告では、新しい美術館を建設する必要性が示されている。求められる方向性としては、県全体の広域的な美術振興や県民の文化芸術活動の拠点としての役割を果たすこと、県内の他の美術館にはない独自性や現代性を備えた美術館となるということが求められている。
Q	学校教育において、この県立美術館はどのような役割を果たしていくのか。
A	美術の鑑賞活動、スクール・ミュージアム事業のような、学校教育と美術館との連携を充実していく。
Q	県内の美術館の分布に偏りがある、同一的な美術館が多いといった指摘があるが、どのようになっているか。
A	県内各地に美術館等が点在し、福岡地区に比較的多くの施設が整備されている。近代の作品を収集し、展覧会を行っているという意味においては、同質の美術館が多いと言える。
Q	県立美術館の求められる責務として、住んでいる地域や置かれている境遇にかかわらず、美術がもたらす精神的な恩恵を等しく享受できる環境を整備しなければならないとある。検討委員会の議論の中にどのように反映をさせていくのか。
A	御指摘がありました県立美術館の責務は大変重要であるので、こうした観点に立って議論を進めていただきたいと考えている。
Q	県内の均衡ある芸術文化の発展といった観点、教育の機会均等等を確保する観点から、新しい県立美術館をどのように整備していくのか、教育長の考えを聞く。
A	県内全域の美術振興、芸術文化の振興を図っていくということを基本的な使命とする。あらゆる地域の人々がすぐれた美術に親しむ機会を得る、あるいは創作活動を幅広く支援できる美術館とする。特に子供たちに対して、広く文化芸術に触れる喜びを体感できる美術館とすることが大切。今後、御指摘のあった課題について幅広く検討をしていく。

◆空き家対策と都市計画について

我が国は、高度成長を遂げる中で、住宅需要に対応するために多くの住宅が建設され、1990年ごろからは、いわゆる都市のドーナツ化現象と呼ばれているが、病院やショッピングセンターが郊外へ移転するなど、まちが郊外へと広がっていった。そして今、人口減少社会を迎え、再び市街地中心部へ回帰するコンパクトシティへの取り組みが行われようとしている。空き家の問題は、都市計画と深く関係しており、空き家対策は都市計画次第であるとの思いで質問を行った。

Q	福岡県の空き家の現状と、今後の推移について聞く。
A	平成25年の調査では、住宅総数は約二百四十九万三千戸、空き家数は約三十一万七千戸、空き家率は一二・七％。空き家は今後も増加するものと考えている。
Q	老朽化した分譲マンションは、所有権者が多数おられ、高齢ということで、建てかえや取り壊しが進まず、放置されている事例が生じている。県としては、今後どのような取り組みを行って行くのか。
A	一般財団法人福岡県建築住宅センターによる対応のほかに、マンションの建てかえや改修に関するセミナーの開催、管理等の手引の作成・配付を通じまして情報提供を行い、建てかえに関する意識の啓発を図っていく。
Q	コンパクトな都市づくりに向けた取り組みがなされようとしているが、一方では中山間地などが切り捨てられるのではないかと懸念もある。県のまちづくりの考え方、方向性について聞く。
A	県では、コンパクトな都市づくりを推進しているが、人口を中心的な拠点に集約しようとするものではなく、旧町村の役場周辺などの生活拠点も含めた多極ネットワーク型の都市づくりを目指す。
Q	郊外団地の空き家に関する県の対応について聞く。
A	地域の民間事業者による中古住宅流通を促進することが有効であり、「住まいの健康診断」の普及に努めるとともに、民間事業者と市町村が連携して行う先導的な空き家対策のモデル事業への支援・普及を行うことで、団地再生を支援する
Q	コンパクトな都市づくりはどのような事業なのか、さらに、まちなかの土地区画整理事業あるいは市街地再開発事業について、交通結節点の改良を含めた県の新たな方向性について聞く。
A	小規模な低・未利用地の集約を可能とする国の手法の活用について平成26年度より調査を始めている。今年度その調査結果を取りまとめ、市町村に情報提供する予定。バスターミナルと一体となった市街地再開発の事例や、駅舎の建てかえと駅前広場を含めた土地区画整理事業の事例、これと一体となった鉄道延伸の検討事例などもあり、今後もこのような交通結節点の改良に取り組む市町村を支援することにより、コンパクトな都市づくりを促進していく。
Q	人口減少社会の中で、コンパクトな都市づくりは今後の目指すべきまちづくりの方向ではあるが、均衡のとれた県全体の発展を目指すまちづくりも必要であると考え。県はどのようなまちづくりを目指すのか。
A	今後のまちづくりは、住居、医療・福祉施設、商業施設などが適正に立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設などに容易にアクセスできる、こういったコンパクトシティ・プラス・ネットワーク形成の推進を図ることが重要と認識している。
Q	住宅の建設などに関して、均衡のとれたまちづくりのために、国や自治体がさらに強い誘導を行っていく必要があると考えるがどうか。
A	都市再生特別措置法が改正され、市町村においては計画的に居住機能や都市機能の誘導を図るための立地適正化計画を定めることができる。県としては、今後の人口動向や社会経済情勢を踏まえた上で、市町村などと連携、協力し、都市計画のさまざまな規制誘導方策をしっかりと活用し、良好なまちづくりに努めていく。

Q	空き家を減少させ、活力と均衡のある県のまちづくりに向けた部長の思いを聞く。
A	空き家問題に関しては、今では所有者の個人的な問題にとどまらず、行政が地域の問題として捉え、民間事業者と連携して取り組んでいく課題であると考えている。空き家対策に取り組みながら、活力と均衡のある、そして人や環境に優しい魅力あるまちづくり、都市づくりをしっかりと推進していく。